

食品安全委員会事務局内部組織規則

(平成15年7月1日内閣府食品安全委員会事務局長決定)

最終改正 平成21年8月31日内閣府食品安全委員会事務局長決定

(総則)

第1条 食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(係又は専門職)

第2条 事務局各課に、別表に定める係又は専門職を置き、その所掌事務は同表の定めるところとする。

(技術参与)

第3条 事務局に、技術参与を置く。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

別表

総務課

係	所掌事務
総括係	1 局務の総合調整に関すること。 2 委員会の国会関係事務に関すること。 3 その他局務で他の所掌に属しないものに関すること。
庶務係	1 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。 2 委員会の機構及び定員に関すること。 3 委員会の人事に関すること。 4 委員会の予算に関すること。 5 事務局の職員の教養及び訓練に関すること。 6 事務局の職員の福利厚生に関すること。 7 委員会の公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 8 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。 9 委員会所属の物品の管理に関すること。 10 その他事務局の庶務に関すること。
委員会係	1 委員会の運営に関すること。 2 委員会の年間計画の取りまとめに関すること。 3 食品安全基本法第21条第2項に規定する意見に関すること。

評価課

係・専門職	所掌事務
調整係	1 食品健康影響評価関係事務の調整に関すること。 2 食品健康影響評価に関する年間計画の策定に関すること。 3 課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
添加物係	添加物の食品健康影響評価に関すること。
残留農薬係	農薬・残留農薬の食品健康影響評価に関すること。
残留動物用医薬品係	動物用医薬品・残留動物用医薬品の食品健康影響評価に関すること。
化学物質・汚染物質等係	1 食品中の化学物質、汚染物質等の食品健康影響評価に関すること。 2 食品用器具・容器包装の食品健康影響評価に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、化学物質系の食品健康影響評価で他の所掌に属しないものに関すること。
微生物・ウイルス係	食品関連の微生物及びウイルスの食品健康影響評価に関すること。
プリオン・自然毒係	1 食品関連のプリオン及びかび毒・自然毒の食品健康影響評価に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、生物系の食品健康影響評価で他の所掌に属しないものに関すること。
新食品等係	1 新開発食品の食品健康影響評価に関すること。 2 遺伝子組換え食品の食品健康影響評価に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、食品健康影響評価で他の所掌に属しないものに関すること。
飼料・肥料等係	飼料、肥料等の食品健康影響評価に関すること。
評価専門職	食品健康影響評価に関する事務のうち専門的事項に関すること。

勧告広報課

係・専門職	所掌事務
管理係	1 食品の安全性の確保に関する関係行政機関との連携に関すること。 2 課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
勧告・モニタリング係	1 食品健康影響評価の結果に基づく勧告に関すること。 2 食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視に関すること。 3 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する意見に関すること。
計画係	1 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する計画の立案に関すること。 2 委員会の保有する情報の公開に関すること。 3 委員会の所掌事務に関して行う広報に関すること。 4 委員会に係るホームページの維持管理に関すること。 5 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
交流係	1 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。 2 意見交換会に関すること。 3 消費者等からの意見聴取に関すること。
リスクコミュニケーション専門職	食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務のうち専門的事項に関すること。

情報・緊急時対応課

係	所掌事務
管理係	1 収集した食品の安全性の確保に関する情報の整備及び管理に関すること。 2 情報収集・緊急時対応事務の調整に関すること。 3 課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
情報第1係	1 化学物質系、飼料、肥料等の情報収集に関すること。 2 収集した化学物質系、飼料、肥料等の情報の整

	理及び分析に関すること。
情報第2係	1 生物系、遺伝子組換え食品及び新開発食品の情報収集に関すること。 2 収集した生物系、遺伝子組換え食品及び新開発食品の情報の整理及び分析に関すること。
緊急時対応係	食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対応に関すること。
国際係	1 局務に係る国際関係事務の取りまとめに関すること。 2 食品の安全性の確保に係る国際機関等との連絡調整に関すること。
調査係	1 食品健康影響評価を行うために必要な科学的調査及び研究に関すること。 2 関係試験研究機関との連絡に関すること。